



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年1月30日火曜日 第2945号

## ◇ 目 次 ◇

救急診療所の撤回.....	(医療対策課).....	51
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課).....	51
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	( " ).....	52
県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....	(農地整備課).....	52
市営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....	( " ).....	52
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	(都市計画課).....	52
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局環境保全課).....	52
道路の区域変更(県道壬生川新居浜野田線).....	(東予地方局管理課).....	54
道路の供用開始(県道久米垣生線外).....	(中予地方局管理課).....	54
道路の供用開始(県道砥部伊予松山線).....	( " ).....	54

## 告 示

### ○愛媛県告示第101号

次の診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急診療所でなくなった。

平成30年1月30日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名
神南診療所	大洲市新谷乙1186番地1	医療法人緑風会

### ○愛媛県告示第102号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成30年1月30日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）フジ波止浜店  
今治市内堀二丁目184番12 ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
オリックス株式会社  
東京都港区浜松町二丁目4番1号  
代表執行役 井上 亮
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社フジ  
松山市宮西一丁目2番1号

代表取締役 尾崎 英雄

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成30年9月23日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,018平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
72台  
イ 駐輪場の収容台数  
58台  
ウ 荷さばき施設の面積  
80平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
24立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後12時  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から午前0時30分まで  
ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所  
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 2 届出年月日  
平成30年1月22日
- 3 意見書の提出  
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。  
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

## (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

## (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第103号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年 1月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町5丁目1番地1	駐車場の位置	9箇所	10箇所	平成30年2月1日	平成30年1月17日
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	15箇所	17箇所		

## ○愛媛県告示第104号

県営中山間地域総合整備事業愛南地区の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年 1月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

## 2 縦覧期間

平成30年 1月31日から 2月28日まで

## 3 縦覧場所

愛南町役場

する同法第20条第2項の規定に基づき、今治広域都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成30年 1月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

## ○愛媛県告示第107号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年 1月30日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

## 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社

東京都中央区新川二丁目27番1号

代表取締役社長 十倉 雅和

## 2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場菊本地区

新居浜市菊本町一丁目10番1号

## 3 特定施設に関する事項

## (1) R - 1501 重合槽

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第33号二 静置分離機
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり20立方メートル処理
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手3カ月後
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに

## ○愛媛県告示第105号

東温市営土地改良事業（ほ場整備事業・牛淵地区）の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年 1月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

## 2 縦覧期間

平成30年 1月31日から 2月28日まで

## 3 縦覧場所

東温市役所

## ○愛媛県告示第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用

特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	20時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.0~7.0 最大 5.0~7.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 730 最大 1,150
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 470 最大 470
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 55 最大 63
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4 最大 8	

備考 汚水等は、住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区へ送水し処理する。

(2) R - 1502 重合槽

特定施設の種 類	政令別表第1第33号二 静置分離施設	
特定施設の能力	1日当たり20立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手3カ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	20時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.0~7.0 最大 5.0~7.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 730 最大 1,150
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 470 最大 470
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 55 最大 63
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満

りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4 最大 8

備考 汚水等は、住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区へ送水し処理する。  
4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~7.5 最大 6.5~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11.2 最大 20.0
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15.0 最大 27.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.0 最大 15.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 5.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 20,474 最大 27,557

(2) No.3排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 13.0 最大 19.5
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 33.0 最大 47.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.9 最大 10.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 7.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 36,902 最大 40,748	

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 1月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	壬生川新居浜野田線	新居浜市磯浦町乙518番3地先から 同町乙463番1地先まで	旧	メートル 30.2~52.5	キロメートル 0.240	一部廃止
			新	30.2~45.0	0.240	
"	"	新居浜市多喜浜四丁目142番17から 同市多喜浜五丁目67番31まで	旧	22.0~48.0	1.082	一部廃止
			新	22.0~30.0	1.082	

○愛媛県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 1月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市余戸中六丁目3389番1から 同市余戸中六丁目3750番1まで	平成30年 1月30日
"	松山松前伊予線	松山市余戸中六丁目3298番8	"

○愛媛県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 1月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	砥部伊予松山線	松山市富久町409番3から 同町393番2まで	平成30年 1月30日